

千葉市コミュニケーションロボット 導入支援事業費補助金について

介護事業所における入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上を図るモデルとなる取組を支援するため、コミュニケーションロボットの導入に要する経費について、補助金を交付します。

○補助対象事業者

千葉市に所在する介護事業所・高齢者施設を運営する事業者
※詳細は要綱の別表をご確認ください。

○補助対象となるコミュニケーションロボット

下記の3要件を満たしているロボット

1 目的要件

日常生活支援における、コミュニケーションの場面において使用され、双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上に効果のあるロボットであること。

2 技術的要件

高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができるロボットであること。

3 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にあるロボットであること。

補助額

**対象経費の5分の4
（上限額100万円/台）**

※補助台数に上限がございます。
詳細は、要綱の別表をご確認ください。
※予算額を超える申請があった場合、補助額等を調整することがあります。

事前申請期間

**令和5年6月15日(木)から
7月14日(金)まで**

※電子申請サービスによる受付
[見積書及び導入するロボットの概要が分かるもの（カタログ等）](#)をご準備いただき、申請時に添付してください。
※手続きの流れ等については、申請の手引きをご確認ください。

お問合せ：千葉市保健福祉局高齢障害部 介護保険管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉1番1号 TEL 043-245-5206

Eメール kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

URL: <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/robot/communication.html>

